

# 地方公営企業の範囲について

令和2年7月14日

総務省自治財政局公営企業課

# 地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

## <法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

### <当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

### <任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他  
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用企業は3,426事業、法非適用事業は4,882事業となっている。(平成30年度)

◎地方公共団体では、法非適用事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

# 現行の公営企業の範囲の整理

## ① 地方公営企業法の当然適用となる公営企業 (地方公営企業法第2条第1項・第2項)

### 【全ての規定】

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・軌道事業
- ・自動車運送事業
- ・鉄道事業
- ・電気事業
- ・ガス事業

### 【財務規定等のみ】

- ・病院事業

## ② 特別会計設置義務のある公営企業 (地方財政法第6条・地方財政法施行令第46条)

- ・交通事業(船舶運航事業)
- ・電気事業(電気事業法に規定する電気事業以外のもの)
- ・簡易水道事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・公共下水道事業
- ・観光施設事業
- ・港湾整備事業(港湾機能施設のみ)
- ・宅地造成事業



- ・公共下水道以外の下水道事業(集落排水事業・浄化槽・流域下水道)

## ③ 公営企業決算統計対象の公営企業

- ・有料道路事業
- ・介護サービス事業
- ・その他事業(法適用)
- ・駐車場整備事業
- ・発電(公営企業の附帯事業)



- ・その他事業(法非適用)
  - 飲料水供給施設
  - コミュニティプラント  
(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくし尿処理施設)
  - その他(墓園、産業廃棄物処分場、ケーブルテレビ)

- ・一般行政病院、診療所
- ・公営競技

## ④ 公営企業と考えられる業

今後の取扱いを検証すべき事業等

※ 公営企業型地方独立行政法人や公営企業に準ずる第三セクターに対する出資金や貸付金等についても公営企業債の対象とし、類似の公営企業と同様の地方財政措置を講じているものもある。

# 公営企業の定義等について(当然適用事業)

区分	事業名	基本通知で示されている根拠法等	事業の定義等
① 地公企法 当然適用	水道	水道法にいう水道事業 (水道用水供給事業を含み、簡易水道事業を除く。)	水道事業【水道法第3条第2項】
			水道用水供給事業【水道法第3条第4項】
	工業用水道	工業用水道事業法にいう工業用水道事業	【工業用水道事業法第2条第4項】
	軌道	軌道法にいう運輸事業 (軌道法が準用される無軌条電車事業を含む。)	【軌道法第3条】
	自動車運送	道路運送法にいう自動車運送事業	【道路運送法第2条第2項】
	鉄道	鉄道事業法にいう鉄道事業 (索道事業を除く。)	【鉄道事業法第2条第1項】
	電気	電気事業法にいう電気事業	【電気事業法第2条第1項第16号】
	ガス	ガス事業法にいうガス事業	【ガス事業法第2条第11項】
病院	医療法にいう病院の建設及び運営に係る事業 (大学附属病院等、主として一般行政上の目的から経営しているものを除く。)	【医療法第1条の5第1項】	

(凡例)

■ …各事業法の根拠規定

# 公営企業の定義等について(法非適用事業①)

区分	事業名	決算統計において示されている根拠法等	細事業	事業の定義等
② 地財法 特別会計 設置義務 (①以外)	船舶運航	なし		船舶運航事業
	電気	なし		電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業の要件を満たさないものの、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ毎年継続的、反復的な売電を実施している事業又は実施を予定し建設中の事業 改正電気事業法の発電事業の要件を満たさないものの、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ毎年継続的、反復的な売電事業を行っている場合には、当該売電事業は法非適用の電気事業となる(H28.4.1「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業法等の運用について」総務省公営企業経営室長通知)
	簡易水道	なし		簡易水道事業
	港湾整備	なし		ふ頭用地の造成及び上屋、荷役機械、貯木場、引船等の建設を行い、これらの施設(港湾機能施設)を使用させる事業
	市場	卸売市場法		卸売市場法第5条の規定により農林水産大臣が定めた「中央卸売市場整備計画」に基づく事業(中央卸売市場)及び第6条の規定により都道府県知事が定めた「都道府県卸売市場整備計画」に基づく事業(地方卸売市場及び水産物流加工施設)
	と畜場	と畜場法		と畜場法第3条に定める事業
	観光施設	なし	休養宿泊施設	国民宿舎、ユースホステル等宿泊施設を有する事業
		鉄道事業法	索道	鉄道事業法第2条第5項に定める事業
		なし	その他観光施設	休養宿泊施設事業及び索道事業以外の観光施設事業
	宅地造成	なし	臨海土地造成	宅地造成事業のうち臨海土地造成事業
その他宅地造成			宅地造成事業のうち内陸工業用地等造成事業、流通業務団地宅地造成、都市開発事業(土地区画整理事業及び市街地再開発事業)及び住宅用地造成事業	
下水道法	下水道法	公共下水道	下水道法第2条第3号に定めるもの	
		特定公共下水道		
		特定環境保全公共下水道		
③ 公営企業 決算統計 対象事業 (①、② 以外)	下水道	流域下水道	下水道法第2条第4号に定めるもの	
		各交付金等実施要綱等	農業集落排水施設	各交付金等実施要綱等による農業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの
			漁業集落排水施設	各交付金等実施要綱等による漁業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの
			林業集落排水施設	各交付金等実施要綱等による林業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの
		元気な地域づくり交付金実施要綱等	簡易排水施設	元気な地域づくり交付金実施要綱等による簡易排水施設で、汚水処理を実施しているもの
		小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱	小規模集合排水処理施設	小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱による小規模集合排水処理施設で、汚水処理を実施しているもの
		各種交付金等交付要綱	特定地域生活排水処理施設	各種交付金等交付要綱による特定地域生活排水処理施設
個別排水処理施設整備事業実施要綱	個別排水処理施設	個別排水処理施設整備事業実施要綱による個別排水処理施設		

# 公営企業の定義等について(法非適用事業②)

区分	事業名	決算統計において示されている根拠法等	細事業	事業の定義等
③ 公営企業 決算統計 対象事業 (①、② 以外)	有料道路	道路整備特別措置法、道路運送法、道路法		道路整備特別措置法第18条、道路運送法第47条及び第61条、道路法第25条等に基づく事業
	駐車場整備	駐車場法		駐車場法第2条第2号に定める路外駐車場及びその他の駐車場の整備事業
	介護サービス	介護保険法	指定介護老人福祉施設	介護保険法第48条第1項第1号
			介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
		老人福祉法 介護保険法	老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3に規定する「老人短期入所施設」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの
			老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2に規定する「老人デイサービスセンター」で、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項に規定する指定を受けたもの
		健康保険法 介護保険法	指定訪問看護ステーション	健康保険法第89条に規定する指定訪問看護を行う事業所で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの
		介護保険法	介護医療院	介護保険法第8条第29項
	その他 (法適用のみ)	なし		地方財政法施行令第46条に定める事業以外の事業

(凡例)

- … 決算状況調査作成要領の定義
- … その他の通知等で示している事項

# 現行の電気事業

## 特別会計設置義務

### 公営企業会計

#### 公企法当然適用

- ① 電気事業法第2条第1項第16号に規定される電気事業に該当するもの

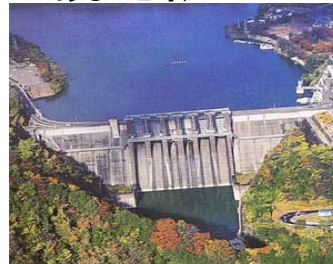
(25事業(都道府県:24事業、市:1事業))(H31.3.31時点。)

小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、(※1)発電事業

(※1) 電気事業法施行規則第3条の4に定める(※)要件に該当する発電事業 (※)出力が千キロワット以上であること等)

(事業例)

神奈川県	水力・太陽光 (354,761kw)・(2,896kw)
新潟県	水力・太陽光 (136,500kw)・(20,989kw)
山形県	水力・太陽光 (89,120kw)・(1,000kw)



(神奈川県 城山ダム)

#### 公企法任意適用

公営企業法を任意適用している事業(3事業)(H31.3.31時点)

茨城県 美浦村	太陽光事業(1,980kw)
兵庫県	太陽光事業(29,600kw、12施設)
三重県	(※)RDFごみ発電(12,050kw)



(茨城県美浦村  
メガソーラー発電)

(※R元年度に運用停止、今年度廃止予定)

- ② 次の事業については、当然適用ではない事業であるが、特別会計を設置する旨通知

①に該当せず、  
売電サービスとして通年継続反復的に行っているもの

※ 平成3年度までは公企法と地財法の事業は一致していた。

(事業内訳)(72事業)(H31.3.31時点)

水力(小水力など)	20事業
ごみ発電	8事業
風力	18事業
太陽光	28事業
木質バイオマス	1事業



(京丹後市 市民太陽光発電所)

上記のうち、

FIT発電	67事業
東日本大震災以降開始	35事業

※小水力発電とは

かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が千キロワット以下である発電設備を利用する発電

# (参考)固定価格買取制度(FIT)における買取価格の推移

○ 再生可能エネルギー源を用いて発電した電気は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成24年7月施行)により、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務づけ。

- ★ そのため、買取単価は、これまでの売電単価と比べ、非常に高いものとなっている。  
(H30決算におけるFIT非認定の売電単価の最高値は14.12円)
- ★ 近年、太陽光及び風力発電において、買取価格は下落傾向。
- ★ 固定価格買取制度の適用を受けている施設については、調達期間終了後、市場価格を反映した料金となるため、買取価格が下落し、収入が減少するリスクがある。

## 買取価格の推移

	太陽光			風力		水力				バイオマス
	500kW以上 2,000kW未満	10kW以上 500kW未満	10kW未満	20kW以上	20kW未満	5,000kW以上 30,000kW未満	1,000kW以上 5,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満	一般廃棄物 (その他バイオマス)
価格 (税抜き)	H24年度	40円		22円	55円	24円		29円	34円	17円
	H25年度	36円								
	H26年度	32円								
	H27年度	27円								
	H28年度	24円								
	H29年度	21円		22円(9月まで) 21円(10月から)	24円(9月まで) 20円(10月から)	27円				
	H30年度	18円		20円						
	R元年度	入札	14円	19円						
	R2年度	未確定	未確定	18円						
調達期間	20年		10年		20年				20年	

※ 太陽光の( )は出力制御対応機器設置義務ありの価格。北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の需給制御に係る地域において、平成27年4月1日以降に接続契約申し込みが受領された発電設備は、出力制御対応機器の設置が義務づけられ、これに該当する発電設備については、「出力制御対応機器設置あり」の調達価格が適用される。設置が義務づけられていない場合には、仮に出力制御対応機器を設置したとしても、「出力制御対応機器設置義務なし」の調達価格が適用される。

※ 太陽光の2,000kW以上(R元年度は500kW以上)は、入札対象区分となり、価格は入札制度により決定される。



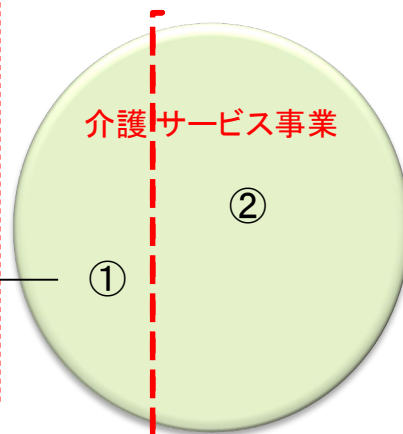
# 現行の介護サービス事業の整理

## ○介護サービス事業の現状（普通会計で実施するものを含む）

### ①決算統計の対象となる介護サービス事業

※ いずれも普通会計で実施するものも含む。

- (1) 指定介護老人福祉施設 <介保法48①(-)>
- (2) 介護老人保健施設 <介保法8⑳>
- (3) 老人短期入所施設 <老福法20の3>
- (4) 老人デイサービスセンター <老福法20の2の2>
- (5) 訪問看護ステーション <健保法89>
- (6) 介護医療院 <介保法8㉑>



### ②決算統計の対象としない介護サービス事業

①の(1)～(6)に該当しない事業(施設)

- ・訪問介護事業
- ・介護支援事業
- ・介護予防事業
- ・介護保険適用外サービス事業

など

○決算統計で公営企業として整理している介護サービス事業のうち、地方公共団体が公営企業として経営する意識がないものが多い。

### <地方公共団体からの意見>（※ 公営企業会計適用状況アンケート、経営戦略策定状況アンケートより抽出）

小規模で運営しており、公営企業会計を適用する必要性がない。

介護サービス事業は福祉的な要素が高く、公営企業として扱うことに適していないと考える。

市直営の地域包括支援センターが実施する指定介護予防支援事業（介護予防ケアプランの作成等）が主であり、公営企業会計になじまないため。

収入源である介護報酬が3年ごとに改定され長期的な収入の見通しが立たず、又介護保険計画も3年ごとに策定するため、独自の施設整備計画も立案できず、中長期計画が策定できない。インフラ延命も限られた収入の中で実施することになっている。

民間事業者になじまない不採算なケースや困難なケースを中心に区内の訪問看護サービスを下支えする機能を担っており、独立採算制が困難なため。

介護サービス事業を主とする事業所ではなく、診療所事業の一部を介護サービスとしているものであり、実質的に策定の必要性が低い。

# 一般会計で行う介護サービス事業の例

## 訪問看護事業

- ・診療所を中心としたリハビリセンター事業の一環で、施設の一角で訪問看護ステーション事業(看護師5名)を実施。  
リハビリセンター業務を一括して、同一医療法人が指定管理(利用料金制)している

### <リハビリセンター>



#### ○リハビリセンター

- ・診療所
- ・リハビリ事業
- ・地域リハビリテーション拠点事業
- ・訪問看護ステーション

フロアガイド



## 老人デイサービス事業

- ・市所有の公共施設である福祉会館の一角で実施し、実際の運営は社会福祉法人が指定管理として実施。  
特別養護老人ホームと併設で実施することが多い事業であるが、地域の需要に応えるために、市内数カ所において民間サービスの補完的なものデイサービス単体で事業を行っている。

### <西部福祉会館>



- 児童ホーム
- 老人福祉センター
- 老人デイサービス



○ いずれも、一般会計で実施しているが、決算統計において公営企業の決算調査対象としているため、決算統計要領に基づき経費等の按分を行うことにより報告されている。

例) 同一会計内に介護サービス施設でない施設(例えば、地域福祉センター等)を含む場合は、その分を除いて報告すること。

# (参考)介護サービス事業の整理について

## ◆ 平成31年度地方債同意等基準

### (6) 病院事業・介護サービス事業

病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

#### ア (略)

#### イ 介護サービス事業

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費

## ◆ 令和元年度 地方公営企業決算状況調査(調査表作成要領)

### 介護サービス事業

#### (1) 介護サービス事業

介護サービス事業は、介護サービスを提供し、その対価として介護報酬を得て行う事業である。

#### (2) 調査対象

介護サービス事業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用しているもので、次の6つの施設（以下、「介護サービス施設」という。）を対象とする。

1. 介護保険法第48条第1項第1号に規定する「指定介護老人福祉施設」。
2. 介護保険法第8条第28項に規定する「介護老人保健施設」。
3. 老人福祉法第20条の3に規定する「老人短期入所施設」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。
4. 老人福祉法第20条の2の2に規定する「老人デイサービスセンター」で、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項に規定する指定を受けたもの。
5. 「訪問看護ステーション（健康保険法第89条に規定する指定訪問看護を行う事業所）」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。
6. 介護保険法第8条第29項に規定する「介護医療院」

## 〈参照条文〉 地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

**第二条** この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。)      二 工業用水道事業
- 三 軌道事業      四 自動車運送事業      五 鉄道事業
- 六 電気事業      七 ガス事業

- ② 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- ③ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

# 〈参照条文〉地方財政法及び地方財政法施行令

## ◆ 地方財政法

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二～五 (略)

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

## ◆ 地方財政法施行令

(公営企業)

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業